

08年度エコ・リサ総会報告

今年度の総会では、NPO法人として活発な活動を行なうために、経済的な運営の重要性を確認しました。

また、質疑応答の中では、毎月行なっている運営委員会への参加方法に関する質問があり、会員はオブザーバー参加大歓迎であること、運営委員会は基本的に毎月第3木曜日



来賓：埼玉県資源循環
推進課 土屋副課長

に、奇数月は午後1時からソニック1FのさいたまJCLームで、偶数月は午後5時30分から桜木町公民館シーノにて開催しており、日程・場

所などの詳細は事務局にご連絡いただく事をお願いしました。

特定非営利活動法人 埼玉エコ・リサイクル連絡会 第4期通常社員総会議事録



- 日時 平成20年5月17日(土)
午後1時30分から午後3時00分
- 場所 さいたま市大宮区桜木町1-7-5大宮ソニックシティビル806
- 社員総数 122名
- 出席社員数 83名 (内訳 本人出席 27名 書面表決者 56名)
- 議題

第1号議案

2007年度(2007年4月1日から2008年3月31日まで)事業報告承認の件

第2号議案 2007年度財産目録、貸借対照表及び収支計算書承認の件

第3号議案 2008年度役員選任の件

第4号議案

2008年度(2008年4月1日から2009年3月31日まで)事業計画承認の件

第5号議案 2008年度収支予算承認の件

6 議事の経過及び結果

(1) 理事園田真見子氏が本日の社員総会は定足数を満たして有効に成立している旨を述べて、開会を宣言した。

(2) 理事園田真見子氏から議長の立候補を求めましたが立候補者が無かったので、会長より大前万寿美氏を指名、議長の選任につき諮ったところ、満場一致をもって理事の大前万寿美氏を議長に選任した。

(3) 議事録署名人選任の件

議事録署名人につき立候補を求めましたが立候補者が無かったので、議長から本日出席の土淵昭氏及び清水守氏を指名し諮ったところ、満場一致をもって同意がなされた。



(4) 第1号議案

2007年度(2007年4月1日から2008年3月31日まで) 事業報告承認の件

議長は上記議案を上程し、2007年度の事業の内容につき概要を理事宮田尚美氏が説明して議決を求めたところ、全員異議無く原案どおりに承認可決した。



(5) 第2号議案

2007年度財産目録、貸借対照表及び収支計算書承認の件

議長は上記議案を上程し、財産目録、貸借対照表及び収支計算書の内容につき概要を一部訂正後、理事高橋茂仁氏が説明して議決を求めたところ、全員異議無く原案を承認可決した。

(6) 第3号議案

2008年度役員選任の件

議長は上記議案を上程し、理事及び監事の全員が平成20年5月31日をもって任期が満了するので、理事2名より辞任届を受理した説明の後、改めて残りの理事10名及び監事2名の選任を継続したい旨、又、新任理事1名を指名したい旨を述べ、原案の下記理事11名及び監事2名の候補者につき議決を求めたところ、全員異議無く原案どおり承認可決し、選任された理事及び監事は、その場で、就任を承諾した。

記

理事	石川 恵 輪 (再任)	理事	大前 万寿美 (再任)
理事	齊藤 勉 (新任)	理事	神山 憲 秀 (再任)
理事	清水 守 (再任)	理事	園田 真見子 (再任)
理事	高木 康 夫 (再任)	理事	高橋 茂 仁 (再任)
理事	土淵 昭 (再任)	理事	原田 史 (再任)
理事	宮田 尚 美 (再任)	監事	島田 憲 一 (再任)
		監事	平田 繁 (再任)

(7) 第4号議案

2008年度(2008年4月1日から2009年3月31日まで) 事業計画承認の件

議長は上記議案を上程し、2008年度事業計画の概要を専務理事宮田尚美氏が説明して議決を求めたところ、全員異議無く原案どおり承認可決した。

(8) 第5号議案

2008年度収支予算承認の件

議長は上記議案を上程し、2008年度収支予算の概要を理事高橋茂仁氏が説明して議決を求めたところ、全員異議無く原案を訂正し承認可決した。



08.05.17 エコ・リサ総会記念講演 報告

産廃ごみ山による環境汚染の実態と問題

総会后、埼玉西部・土と水と空気を守る会河登一郎さん(エコ・リサ会員)による記念講演が行われました。



1. 実態はこうなっています

埼玉県内の 3,000 m³を超える産廃ごみ山は、当会調査範囲で約 150 ヶ所あります。

3,000m³ 未満のごみ山、廃棄物を埋めた穴、谷間への不法投棄を含めると無数。実態調査による正確な事実の把握が必要です。

2. ごみ山による環境汚染と被害

産業廃棄物ですから、重金属類や化学物質など多くの有害物質が含まれています。鉛・カドミウム・PCB・水銀・6 価クロム・硫化水素・砒素・アスベストなど。

特に鉛は、当会が採取した土壌 92 検体のうち 4~5 割が土壌汚染対策法の基準値を超えていました。

その他の公害：崩落・火災・悪臭やハエの大量発生など現実に起こっています。

地価の下落：土壌汚染対策法に基づく対策が必要な汚染地で、事業者が倒産・行方不明の場合など、地権者にも責任が及び、地価は周辺地も含めて下落します。地主の自己負担でごみ山撤去した例もあり、経済的被害は大きいです。

3. ごみ山は何故できるのか

埼玉県は首都圏からの交通の便が良く、比較的平地林が多い：実態把握・監視体制・行政指導が極めて不十分です。詳しくは下記 5. 参照。

法令上の不備：実態上は中間処理（破砕・圧縮など）でも、①自社処分、②有価物と説明

すれば本来必要な許認可対象から外れ、事実上の無法状態になります。

受入側の経済的要因：
①森林の経済価値（材木・薪・炭など）の低下、
②休耕田、③固定資産税や相続税負担などのため、「資材置き場」「農地改良のための盛土」になりやすい背景があります。



4. 当会の活動

詳細はホームページをご参照下さい：
<http://www3.airnet.ne.jp/dioxin/>

前身は「公害調停をすすめる会」：1998～2003年にわたって所沢周辺の産廃焼却炉を止める目的で公害調停を実行しました。

多様な運動の成果として焼却炉は激減しましたが（64炉→6炉）、焼却以外の中間処理（特に破碎と圧縮）は激増し、違法認可・違法操業・不法投棄が目立つため、実態監視・調査・分析・行政への報告・政策提言・訴訟（訴訟支援）・情報発信など行っています。



これが有価物？ 狭山市(2007)

5. 埼玉県の対応

法的には多様な手段と権限が県には認められています：立入検査・行政指導・改善命令・措置命令・代執行；最も有力な権限は「許認可権」です。

実態は、①緩やかな口頭指導など実効に欠けるケースが多く概して甘い、②限られたスタッフで全県に広がる産廃施設を監視し、ごみ山の実態を正確に把握することは不可能に近い。

地方分権・許認可権限の市町村への委譲をもっと積極的に進め、市町村も前向きに検討すべきです。

撤去など対策費は巨額で誰が負担すべきかも大きい問題です：多くの場合、直接の責任者たる事業者は行方不明・破産などで負担能力がなく、排出事業者や地権者にも負担責任はありますが、現実問題として行政が負担する場面が多く、事業者が＜捨てる＞し納税者が負担する不公正な結果になります。但し、行政にも汚染を招いた責任の一端はあります。



草木が生えて山？に。手前の田んぼへの影響が心配。熊谷市中条(2006年6月)

埼玉県でも数年前からごみ山撤去の動きが見られ、年間4～5件程度のペースで対策を講じ始めています。対策の内容は、一部撤去・覆土・崩落防止・通気管（土壤中のガスを排出！）・植生などです。これでも一歩前進と考えるか、中途半端な対策では意味がないと考えるか…完全な対策でないことは明らかですが、事前防止に比べて事後対策は経費面でも実行面でも格段に困難を伴うため、早い段階で防止することが重要です。県民の協力が有効です。

三芳町の長島総業のごみ山対策費用の分担は以下のとおりでした。

撤去量7千トン＝ごみ総量65千トンの11%だけで費用総額（百万円）127；分担は埼玉県（県民）50；けやき基金27；三芳町25；地主25。本来負担すべき事業者・排出業者には請求できないので負担はゼロ。事後対策

の限界です。

6. 今後の課題：諸悪の根源は

ごみが多すぎること

最大の課題は発生抑制で、特に拡大生産者責任（EPR）が重要です。「容り法」以外の「リサイクル諸法」や「循環型社会基本法」の抜本的な改訂を含むすべての廃棄物対策としてEPRをベースとした「ごみを減らす仕組み」づくりを国民運動として推進することが不可欠です。

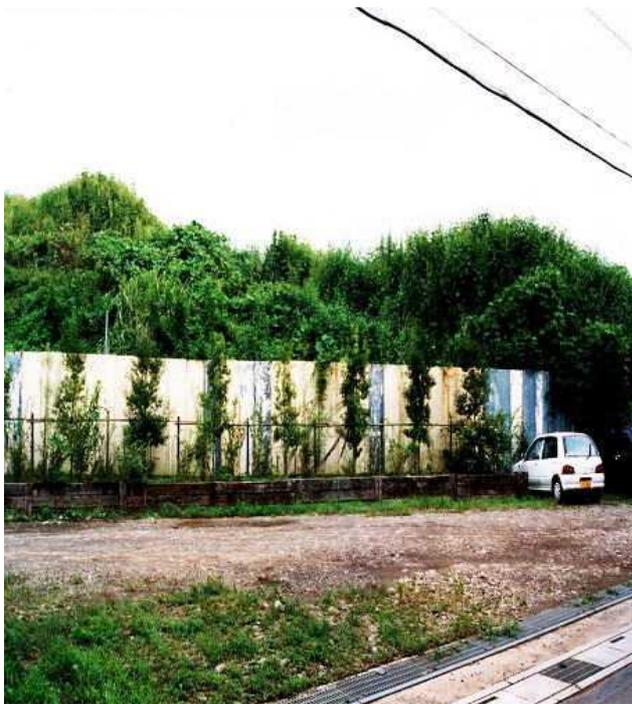
ごみ山の事前対策としては、①産廃物の県内流入規制：総量規制；流入税など、②基準違反・違法操業・不法投棄・違法許認可の監視、③汚染の実態調査も有効です。

市民・市民団体と行政；議会；市民団体同士の建設的な関係へ：

（1）市民（団体）と行政：＜癒着か非難＞ではなく＜緊張感のある協働＞へ

（2）市民（団体）と議会：＜行政のチェック機能充実のために市民の知見を活用する効果は大きい＞

（3）市民（団体）同士の協力：＜違いを引き算＞ではなく＜共通点を足し算＞へ。



ごみ山はグーグルアースで発見。川越市下松原